

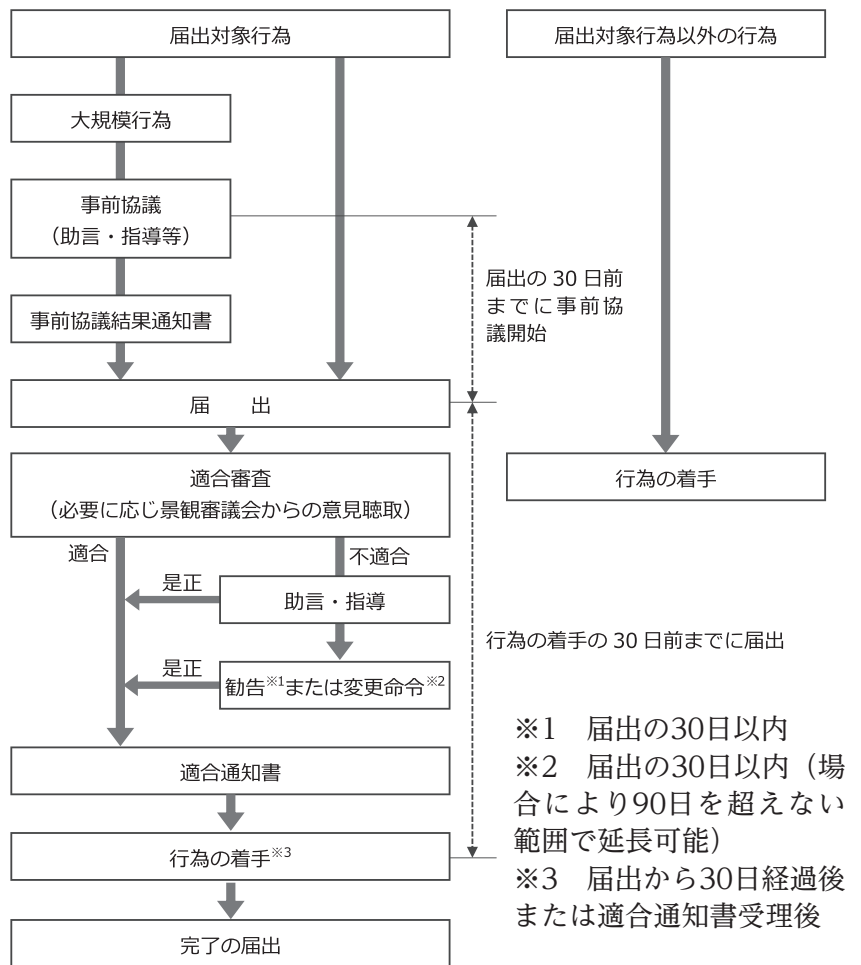
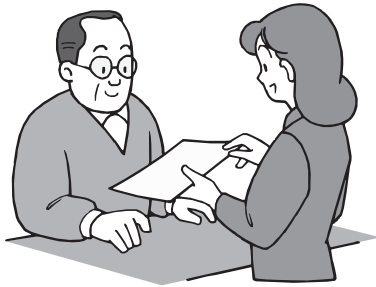
景観届出制度（大規模行為の届出）

市内で建築物や工作物を建設・設置する際には、景観形成の基本目標に基づき、良好な景観形成のための配慮に努めます。

景観形成に影響を与える一定規模以上の行為に対しては、届出が必要です。届出対象行為の中でも大規模行為に当たるものは、事前協議も必要です。

景観形成基準では、位置や規模、形態や意匠、色彩、材料、敷地の緑化など、良好な景観に資するための基準を設け、適合審査を行います。

届出対象行為と、太陽光発電施設などの再生可能エネルギー施設に関する届出については、本計画で新たに定めています。



行為の種類		届出対象規模 届出が必要なもの	届出対象規模 事前協議が必要なもの
【建築物】 新築、増築、改築、移転 外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更		高さ10mまたは建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ13mまたは建築面積1,000㎡を超えるもの
【工作物】 新築 増築 改築 移転 外観の変更を伴う修繕 模様替え 色彩の変更	①さく、塀、垣(生垣を除く)、擁壁等	高さ3mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
	②煙突、排気塔等 ③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ④記念塔、電波塔、物見塔等 ⑤高架水槽、冷却塔等 ⑥広告塔、広告板等 ⑦彫像、記念碑等	高さ10mを超えるもの	高さ15mを超えるもの
	⑧電気供給もしくは有線電気通信のための電線路または空中線の支持物	高さ15mを超えるもの	高さ20mを超えるもの
	⑨観覧車、メリーゴーラウンド等の遊戯施設 ⑩アスファルトプラント等の製造施設 ⑪ガス、石油、穀物等を貯蔵し、または処理する施設 ⑫自動車車庫の用に供する施設 ⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	高さ10mまたは築造面積1,000㎡を超えるもの	高さ15mまたは築造面積1,000㎡を超えるもの
	⑭再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	高さ2mまたは区域面積500㎡を超えるもの	高さ5mまたは区域面積5,000㎡を超えるもの
	都市計画法で規定する開発行為	区域面積10,000㎡を超えるもの	—

- ①しだれ桜
- ②八重桜
- ③淡墨桜